

総務委員会記録

日 時	令和4年12月9日（金） 午後 1時00分～午後 2時35分 午後 2時41分～午後 3時40分 午後 3時44分～午後 4時06分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎石井 昭一 ○佐藤 浩 阿比留義顯 内田 博紀 大橋 昌信 上橋 泉 田中 晋 村越 誠 渡部 和子
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 危機管理部長（國井 潔） 防災安全課長（須藤勝己） 総務部長（飯田晃一） 次長兼人事課長（依田森一） 行政課長（橋本賢一郎） 給与厚生室長（清水純子） 資産管理課長（山岡康宏） 企画部長（小島利夫） D X推進課長（阿部信行） D X推進課副参事（畝山英晴） 財政部長（中山浩二） 財政課長（岡村秀明） 債権管理課長（田崎喜一） 消防局長（相田幹夫） 救急課長（鞍橋 隆） 選挙管理委員会事務局長（関野昌幸） その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑終了後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願いします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手してください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意ください。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。

また、議案等の資料を閲覧するため、委員会室に議長から貸与されたタブレット端末を持ち込み、使用することが認められております。使用の際には、操作音等を発しないよう御注意願います。持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたしますので、よろしく申し上げます。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第1号、柏市議会議員及び柏市長の選挙公費負担条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議案第4号、柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定についての7議案を一括して議題といたします。

本7議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 こんにちは。それでは、議題となりました議案第1区分のうち議案第1号

の選挙公費負担条例改正案と議案第2号、行政組織条例改正案、第3号の個人情報保護法施行条例案、それから第26号の特別職給与及び市議会議員報酬条例改正案について順次質疑を行います。まず、選挙公費負担条例についてでございますけれども、物価の高騰とか様々な事情がございますので、単価が上がっていくということは、とりわけ金銭的に大変な新人の立候補者にとっては有益なことでございますので、その点については妥当性があるものとは考えるんですが、幾つかこの情報の問題とか積算根拠とか、そこら辺のところでは幾つか疑問がございます。まず、今回それぞれの価格をざっくり言っちゃおうと、運転手代とハイヤー借り上げ代以外のは値上げということになっているんですが、まず今回運転手報酬と、それからハイヤーの借り上げ代金が増額とならなかった理由についてお示してください。

○選挙管理委員会事務局長 今回の国の改正は、最近の物価変動や令和元年10月の消費税改正などを踏まえて見直されたものでありますけれども、その点も含めて総合的に判断して国のほうが決定されたものと考えてございます。以上です。

○内田 ほかに増額となった部分については、増額の改定の積算根拠とその指標が分からないんですが、国のほうはどの指標に基づき、どんな積算根拠で増額したのでしょうか。その情報公開の状況と併せてお示してください。

○選挙管理委員会事務局長 今回の改正に当たっては、国のほうから市場調査等に関する方法については一切公表されてございませんが、国により適正に市場価格を反映して決定されているものと考えてございます。以上です。

○内田 一切公開されていないというのは、国のほうはこれは機密情報、機密事項として情報の保全をしているんですかね。聞き取れば、そこは公表していただけるものなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 一応県、国等に聞き取りはしたんですけど、ちょっと公表できないという御回答でございました。以上です。

○内田 その点は、柏市選挙管理委員会に責任があるわけではないんですが、その部分がやはり公開されていないと、情報が積算根拠とその指標が公開されていない中でなかなか賛同は難しいのかなというふうには考えているところでございます。そこはぜひ今後も国のほうに根拠、指標を公開するよう求めていっていただきたいと思っております。

次に、本案につきましてはパブリックコメントが行われていないということでございますが、パブリックコメントを行わなかった理由についてお示してください。

○選挙管理委員会事務局長 今回の条例改正でパブリックコメントを行わなかった理由ですけれども、国の改正に準じた改正内容であるとともに、市民に義務を課したり権利を制限するものではないため、実施しませんでした。以上です。

○内田 市民に義務を課したり権利を付与したりということではないという御説明でしたけれども、恐らく選管の認識というのは、これは候補者のみが対象になるという考えでいるから、そういう御答弁になったんですか。

○選挙管理委員会事務局長 選挙の立候補につきましては、今回対象は市長と市議

選挙の候補者ですけれども、任意に立候補できるということでもございますので、その点も含めて考えたところでございます。以上です。

○内田 そうすると、これは誰でもがやっぱり疑義を唱えたり、あるいは賛同する意見を述べたりすることができると思うんです。というのは、これは被選挙権を被る者以外も全ての方が有権者となるわけですから、選挙でお金を支出する、税金を支出することに対しては、やっぱり民主主義の根幹でもございますので、市民が発言する機会、パブリックコメントする機会が付与されるべきだったというふうに考えておりますし、今触れられておりましたけれども、18歳以上の方は選挙権を有しますし、25歳を超えると誰でもが被選挙権が付与されるわけでもございますので、そういう意味では市民に義務を課したり権利を付与したりということになるというふうに考えるんですが、そこは選管の見解はどうでしょうかね。お示してください。

○選挙管理委員会事務局長 先ほどもちょっと御説明しましたけれども、あくまで国の法令に準じて同額での改正ですので、そこら辺である程度の担保は取れているものと考えてございます。以上です。

○内田 権利を付与したり義務を課したりすることだからパブリックコメントを行わないというようなことでございましたが、それというのは市の内規か何かで定められているんですか。

○選挙管理委員会事務局長 本市で平成16年に定めています市民との協働に関する指針というのがございまして、市民参加、いわゆるパブコメをするときとかどういうところでしょうということの中で、市民に義務を課したり権利を制限するものはしましよと。あと例外規定として、法令の規定の基準に準じて実施するものについてはパブコメは要りませんよということになってございますので、そこら辺を根拠に今回決定したところでございます。以上です。

○内田 私は、民主主義の根幹をなす選挙に関する税金の支出でもございますし、それから今市民との協働のことが述べられましたが、それで義務を課したり権利を付与することにはやっぱりなる。全ての方が18歳を超えれば選挙権、25歳を超えれば被選挙権が付与されるわけですから、その全ての市民に特別な事情がない限り立候補の権利あるいは投票の権利があるわけですから、やっぱりパブリックコメントは行われるべきだったというふうに思っております。やっぱり選挙ですので、民主主義のプロセスは踏んでいただきたかったなということを指摘するところでございます。

次に、議案第2号の行政組織条例の改正案についてでございますけれども、大きく改正するのであれば、去年の3月議会でも行政組織条例改正案が上程されたわけですが、そのときに一斉に条例改正ができなかったのかどうか、それ以降の今回の大規模改正の検討だったのかどうか、そこら辺についてお示してください。

○DX推進課長 今回の組織改編につきましては、令和4年度当初の市長と部局長とのヒアリング、あと夏に行われました市長と部局長のヒアリングを経まして、市長が課題を確認した上で、健康寿命の延伸、健康危機管理体制の強化、福祉サービ

スの向上に取り組む体制づくりを決断したところでございます。以上でございます。

○内田 そうすると、去年の3月議会以降の議論という話だったという捉え方でいいのでしょうか。

○D X 推進課長 御指摘のとおりでございます。以上です。

○内田 続きまして、細かい話になりますが、福祉部指導監査課が今度設けられますが、今までは各所管課で指導監査というものは行われた。高齢者施設に関しては法人指導課が行っていたわけですが、保育施設については保育運営課が、障害者施設については障害福祉課が行っていたわけですが、これを今度一括するということになりますけれども、独立するということで、多角的な視点で指導監査ができるということはあるんですが、一方障害福祉課とか高齢者支援課とか、障害福祉課は同じ部内でございますが、あと保育運営課とか、そういうところとの情報共有、連携というのはしづらくなっちゃうんじゃないかなと思うんですが、その辺は説明できますでしょうか。

○D X 推進課長 委員御指摘のとおり、指導監査業務を集約するということで、専門性の担保ですとか、業務の精度向上、効率性の向上が期待できるところでございます。一方で、新しく業務を集約した際には、元の課との連携はしっかり図ってきたいと考えております。以上でございます。

○内田 同じく、今度は部局、担当課の連携のところでございますけれども、障害福祉課、障害者福祉については福祉部、それから生活保護についても福祉部、高齢者支援課については健康医療部となっていくわけですが、今まで高齢者支援課と障害福祉課は同じ部の中だったので、横の連携というのがしやすかったというふうに考えるんですが、この点が部がまたがることによって横の連携というのがしづらくなってしまいうということはないのでしょうか。もしそうであれば、改善点と併せてお示しくください。

○D X 推進課長 委員御指摘のとおり、まず現在も保健福祉部、こども部、保健所、この3部につきましては横断的な業務が多いものですから、横の連携を図っているという状況でございます。組織改編後は、健康医療部、福祉部、こども部になりますので、ここは引き続き市長、副市長を中心に方針を統一して取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○内田 ちょっと心配なのが、高齢者支援課と障害福祉課、あるいは高齢者支援課と生活支援課、ここはかなり密着しているところもございまして、現在は保健福祉部で同じ部内で横の連携が取れておりましたが、この点については、この条例改正案は賛同するものではございますが、一方で課題がございまして、そこの部が離れてしまうことによって連携が取りにくくなるということがないようにしていただきたいと思っております。

さらにお聞きしますが、健康医療部についてですが、現在保健福祉部でも理事というのは廃止されているわけでございますけれども、今度かなり保健福祉部よりも大きな組織になるところなので、今度の新しい健康医療部に理事の配置が必要だと考

えるんですが、どれくらいの人数の理事を配置していくのか、その辺についてお示しく下さい。

○D X 推進課長 御指摘のとおり、大きな部になりますので、マネジメントの関係上、理事は今検討中でございますが、複数配置することを検討しております。以上です。

○内田 複数ということでもございましたけれども、御提案させていただくとするならば、やっぱり市民生活部から移管される保険年金課と国民年金室は市民生活部からうまく接続が図られるように、ここに理事は配置が必要だろうと思いますし、また今現在、医療公社管理課だけで単独理事ではございますが、医療公社管理課と地域医療推進課でございますが、こちらは関係性が非常に強いところなので、現在医療公社管理課で単独理事を配置しているのではなくて、この理事が医療公社管理課と地域医療推進課、双方の上席となるような体制にさせていただきたいということを要望いたします。

続きまして、今度部局が大きく変わりますが、現在加藤副市長と奥田副市長では部局の担任制というものをしていると思うんですけども、この部局の担任制というのは、どちらの副市長が新しい組織でどのような部局を担当していくのか、2人の担任部局について教えてください。

○D X 推進課長 現在の担任意務の割り振りでございますが、健康医療部は加藤副市長のほうで所管されるということになろうかと思っております。以上です。

○内田 そうすると、大きな担任意務の変更はないということでもいいですよ。

○D X 推進課長 新年度の体制につきまして、現時点で確定的なことは申し上げられないんですけども、今年度の割り振りという意味では変更はないかと考えております。以上です。

○内田 あと今回、将来的なことも含めて大きな行政組織の改編で、保健所のように部内組織を新設するという意味では組織の大きな改編なんですけど、そういう意味では今後参考にさせていただきたいところがございまして、将来児童相談所を開設するわけでありまして、その際にも、今回健康医療部に保健所を内部組織としているように、児童相談所というのはこども部の内部組織というふうに位置づけていく方針なのか、現段階での組織体制についてお示しく下さい。

○D X 推進課長 将来の児相設置につきましては、他市町村の事例を研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○内田 その点は、せっかく今回保健所が健康医療部の部内組織として位置づけられるということで組織改編ができましたので、そういう意味では将来の話で、ここはあまり深くいくと議案質疑とはかけ離れちゃうので、要望だけにとどめますが、将来児童相談所を設置する際にも今回の保健所を部内組織にしたことを参考に、こども部の部内組織にうまく位置づけられて、こども部と児童相談所が連携できる体制を今から構築しておいていただきたいと思います。要望です。

それから、ちょっと本題に戻りますと、いつも規則の改正、部局の編成、再編に

については条例改正が必要ですが、課室については規則の改正のみにとどまっているかと思うんですけども、今回幾つかの課の編成、所管事務の変更や課の名称変更などが行われましたが、これで来年度はいくということなんですかね。3月議会の議案説明時にまた新たに規則改正されて、課の事務の割り振りとか、所管する分掌事務とか、あとは名称が変更になるということは想定されているのでしょうか。

○D X 推進課長 今回の条例改正に伴う組織体制につきましては、事前に御説明さしあげたとおりでございます。その他の事務分掌とか組織に関しましては現在検討中でございますので、また年度末の機会を捉えて皆様に情報提供させていただきたいと思っております。以上です。

○内田 ここで大きな変更があるので、年度末にいただく課室の編成とか、分掌事務の割り振りとか、それから名称の変更とかはできるだけ少なくしたほうがいいのかなど。私どもも市民もそうですが、職員の皆様がやっぱり混乱してしまうといけないと思うので、職員同士にとっても分かりやすい組織であってほしいというふうに思いますので、規則の改正においては、その分かりやすさにも十分配慮していただきたいことを申し述べます。

続きまして、議案第3号について、個人情報保護法施行条例案についてでございますが、議案説明資料で幾つか現行条例を廃止して新規条例にするに当たっての個人情報の取扱いの変更点は御説明いただいておりますので、細かいところを議論していると切りがなくなりますので、総論的なところをまず伺っていきたく思います。まず、個人情報の外部提供に関わる個人情報保護審議会の位置づけなんですけど、これまでと諮問できる範囲というのは異なってくるのでしょうか、お示してください。

○行政課長 審議会の運用がどうなるかというふうな御質問かと思うんですけども、基本的に変更される点といたしましては、個人情報の利用目的以外の目的のために個人情報を外部に提供する場合と、あと外部の電子計算機とオンラインで結合して個人情報のやり取りをする場合に審議会への事前の諮問が不要となります。それ以外につきましては、基本的には従来どおりという形になります。以上でございます。

○内田 そうすると、外部提供について審議会の諮問が不要となってくる部分が出てくると、若干ここは規制が緩和されてしまうということになってしまうのでしょうか。

○行政課長 今までもこの辺の案件につきましては審議会には諮っていたところですけども、最終的な判断につきましてはそれぞれ執行機関の長のほうで決めるというふうに位置づけられておりますので、最終的な判断につきましては変わらないというような形になっております。以上でございます。

○内田 個人情報審議会に諮問できる範囲というのも、外部提供の一部が諮問されなくなるということもございますので、そこら辺はちょっと不安を抱くところがございます。

そして、他法と個人情報保護の整合性についてお尋ねをいたしますが、警察や検

察に個人情報を提供する場合がございますけれども、この場合は個人情報保護法が優先されるのか、それとも他法が優先されるのか、その根拠についてお示してください。

○行政課長 基本的には、個人情報保護法におきまして、行政機関の長等は法令に基づく場合を除いて個人情報を他に提供してはならないというふうな規定がございます、これ逆に言いますと、法令に基づく場合は提供することが可能というふうに解されてございます。したがって、個別の法で個人情報の提供を規定されている場合には、個別に判断することになります、個別の法に基づいて提供のほうを判断していくこととなります。以上でございます。

○内田 警察や検察に個人情報を提供する場合は、すみません、私の聞き方がちょっと通じなかったかもしれないんですが、個人情報保護法で提供されるのか、それともほかの捜査に係る法律があれば、刑事訴訟法とか、そちらに基づいて提供されるのか、そちらについて教えてください。

○行政課長 基本的には、今お尋ねいただいたような状況でございますと、刑事訴訟法の197条に基づいて提供するような形になるかと思えます。以上です。

○内田 そうすると、それについては今回条例を廃止して新条例を制定する前と変わらない取扱いという見方でいいのでしょうか。

○行政課長 今委員おっしゃったとおり、従前と変わらないような取扱いとなるというふうな状況でございます。以上です。

○内田 ここはよく冤罪の問題とかも指摘されておりますので、警察、検察への情報提供については、捜査のために必要な情報とはいえ、よく御協議の上、提供していただきたいというふうに思っております。そこら辺は、慎重に提供が必要なのかというふうには思っております。

続いて、国家機関、とりわけ自衛隊に個人情報を提供する場合も今の警察、検察と同じようなところで、この場合は個人情報保護法が生きるのか、他法が生きるのか、個人情報の提供するに当たってどうなのか教えてください。

○行政課長 一般的に自衛隊のほうに個人情報を提供するという場合には、一般的なケースであると、自衛隊のほうに住民基本台帳を閲覧して、それで情報を取得するというふうなケースが多いかと思われます。この場合ですと、住民基本台帳法第11条に基づいて閲覧した上で自衛隊のほうで情報を収集するというふうな流れになるかと思われます。以上です。

○内田 そうすると、個人情報保護法は適用されないという理解でよろしいんですか。

○行政課長 個人情報保護法というか、基本的には住民基本台帳法に基づいて提供するというか、閲覧するというような形になるかと思われます。以上です。

○内田 そうすると、これも警察、検察への情報提供と同様に、現行条例が廃止されて、新規条例が制定されても同じ取扱いということになりますよね。

○行政課長 委員おっしゃるとおり、従前と変わらない取扱いとなります。以上で

す。

○内田 その辺については、市民課ともよく御協議いただいて、情報提供する際、これは入隊を要請するための個人情報の提供かと思われますので、その際は、今経済的な事情で入隊される方、個人の意思に反して入隊される方もいるというふうに聞いておりますので、そういうことがないように。そういう専門の仕事をされている方もいらっしゃるのです、そこに配慮しながら発言をしたいと思うんですが、プライドを持っていらっしゃる方もおいでなので、そこは配慮しているつもりではございますが、留意する点はあろうかと思っておりますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

続きまして、民間提供の可能性についてでございますが、民間提供については本市は行わないということでございますが、これは都道府県とか政令指定都市は行うということになるわけですね。

○行政課長 現行条例におきましては、都道府県及び政令指定都市につきましては匿名加工情報の提供は行うということになってございます。以上です。

○内田 そうしますと、もし県のほうで取得する個人情報に柏市民の個人情報があれば、たとえ市のほうで民間提供、いわゆる市場経済に用いる提供を行わないということも定めていても、県のほうで取得する情報があれば、市のほうで民間、いわゆる市場経済に用いる個人情報がないとしても、県のほうの個人情報は市場経済のほうに用いられてしまうということになりますか。

○行政課長 県が法令等に基づいて取得した柏市民の情報等につきましては、県のほうが適正な手続で匿名加工情報の手続等を行うものと思われまます。以上です。

○内田 やっぱり心配な点は、いわゆる市場の中で個人情報が利用されていく、民間の市場競争原理に利用されていくということがやっぱり一番心配。もちろんセキュリティーの問題とかもございませうが、その点も大変憂慮されるところでございまして、そこは市のほうで提供を行わないとしても、県のほうで行ってしまえば個人情報が民間利用されてしまう可能性があるということございませうので、そこは十分な配慮、運用の面での配慮は必要だし、県とも協議をしていただきたいというふうには思っています。

続いて、死者の個人情報の取扱いが変更になっておりますが、これは死亡者が記載されている、個人情報が記載されている市の公文書とかが死亡後に開示請求があったとなった場合、その死者の個人情報は守られるのでしょうか。そこは、名前についてはマスキングはかけるということになりますか。

○行政課長 基本的に死者の個人情報につきましては、今回の法令改正におきまして個人情報には該当しないということで規定されているところでございまして、開示請求というのは、基本的には個人、自己情報の開示ということになりますので、なかなか死者が自己情報を開示というのは難しいケースかなと。難しいというか、考えられないケースかなというふうな思うところでございませう。以上です。

○内田 了解いたしました。

先ほど民間利用の問題点について指摘したところでございますが、やっぱりこれ問題は国の制度に一元化してしまう。確かに個人情報保護法とか、各自治体の条例とか、行政機関個人情報保護法とか、法令が複数あったのが集約されるというところは合理的なのかもしれないですけど、一方で言うとも国に個人の情報が一元管理される。個人情報が一元管理されるということで、この個人情報の問題に取り組まれている市民団体等からは指摘がございまして、そうすると各市町村が保有する個人情報保護条例を廃止して個人情報保護法施行条例に一元化するということにつきましては、これは自治権が侵されているのではないかとこの指摘がございまして、この点については、行政課としては自治権は守られているという認識でいますか。

○行政課長 今回の個人情報保護法制の改正に伴いまして、様々な御議論、御見解あることと存じますが、私どもといたしましては、国会において成立した法律に基づきまして、個人情報の保護にしっかりと留意しながら丁寧に事務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○内田 次に、議案第26号の特別職の給与条例及び市議会議員報酬条例の改正案についてでございますけれども、まず特別職報酬審議会への諮問とその条例の経緯なんですけれども、これはあれですかね。期末手当は諮問はそもそもしなくてもいいという条例規定になっているんですかね。

○給与厚生室長 特別職報酬等審議会なんですけれども、特別職の期末手当に関しては審議の対象外の項目となっておりますので、条例で定められておりますので、実施はしませんでした。以上です。

○内田 私は、やっぱりここは条例を改正して、期末手当においても特別職報酬審議会のほうに諮問してもらう必要があると思いますし、大きく言うと、市議会議員については、私どもの報酬が増になったときしか特別職報酬審議会に諮問したことはないわけですから、期末手当についても諮問できるようにというところはお願いしたいところでございます。

それで、一般職の場合は人事院勧告に準拠するというところで、これもケース・バイ・ケースでよしあしの場合もあるんですが、人事院勧告に準拠するというところでございますが、特別職の場合は人事院勧告に準拠する必要があるのかどうなのか、そのところというのはどうなんでしょう。

○給与厚生室長 特別職については、委員がおっしゃったとおり、あくまでも人事院勧告に基づいてということではなくて、人事院勧告に準じた改定を行うということでございます。以上です。

○内田 人事院勧告に特別職の給与報酬については私は必ずしも基づかなくてもいいと思いますし、やっぱり特別職、とりわけ公選によって選ばれた市長、議員、あるいは公選された者によって、議決をもって選ばれた副市長については、かなり市民の理解というのがやっぱり得られにくい状況で、今物価が高騰していて給与や年金が上がらないという状況の中で、特別職の報酬が、もちろん一般職については、給与水準が上がるわけですから、理解できるんですが、公選で選ばれた者、あるいは

は公選で選ばれた者によって議決された市長、副市長、議員の報酬が上がっていくということは、これは市民の理解というのはどれくらい得られるというふうに担当室は考えておりますか。

○**給与厚生室長** 今おっしゃることについては理解いたしましたけれども、柏市もそうですけれども、近隣の自治体、大部分のところでも人事院勧告に準じた改定を行うというように聞いておるところでございます。こちらといたしましては、市民の方には丁寧に説明をして、理解を得られるようにしたいというふうに考えております。以上です。

○**内田** 今大部分というお話をされていましたがけれども、人事院勧告に準拠しないで、報酬及び特別職の給与を現行どおり据え置くという自治体というのはございますか。

○**給与厚生室長** 委員のお尋ねなんですけれども、確かに据え置くところもございますが、お伺いしてみたところ、今年が3年ぶりの引上げの人勧ということで、昨年とその前に引下げがあったところなんですけれども、その引下げのときに対応しなかったのが、その水準のことを考慮して今回は上げないというような回答がございましたので、おおむねのところは勧告に準じたという考え方を採用しているのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

○**内田** ざっくり言っちゃいますと、先ほども述べましたように、物価高騰で給与が上がらず、年金や生活保護額も削減されていく、そういう中で特別職の期末手当が上がるというのは、どうしても市民の理解が得られるのには時間を要するので、今回の条例改正にはやっぱり慎重な態度を表明しなきゃいけないのかなというふうには思っております。ちょっと時間がかかってしまいましたが、以上をもちまして議案第1区分に対する私の質疑を終了します。ありがとうございました。

○**阿比留** 議案第2号と第4号について伺います。それと、先ほどちょっとありましたので、26号も追加して。第2号ですけども、説明の資料の中には、保健所を健康医療部の内部組織とし、部内の連携を強化するというふうに記載されているんですが、これが外にあることの問題点、特に具体的にはどんな問題があってこれを中に持っていきこうとしているのか、ちょっとお示してください。

○**D X 推進課長** 今回新型コロナウイルスの感染症対策ということで、保健所に報道の対応ですとか庁内調整の業務、本来の感染症対策業務に加えてそういった調整業務が集中をしてしまって、保健所のほうにかなり負担がかかってしまったと。集中してしまったという課題がございました。これを踏まえまして、保健所は感染症対応など専門性の高い業務に特化していくということを考えております。健康医療部につきましては、健康づくり、医療、保健、介護の業務を集約して、専門職も部内に集約していきたいと考えておりますので、保健所を含めて部全体で健康危機管理体制の強化に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○**阿比留** それでは、保健所関連で何か記者会見とかをするときは、保健所がやらずに医療部がやるということになるんですか。

○D X 推進課長 そちらは、事案に応じて担当する部署を決めていきたいと考えております。以上でございます。

○阿比留 今例題として示されたので、それについて聞いたんですけども、ほかにどんな問題があるんですか。

○D X 推進課長 その他の問題としましては、コロナのホテル療養の調整ですとか、そういったものが保健所の中ではちょっと対応が難しいという状況がございましたので、庁内のほうで応援に入ったわけなんですけれども、専門性がある点もございましたので、なかなか思うように全体として動けなかったという課題がございました。以上でございます。

○阿比留 ここがちょっと見えづらいんですけども、どういうところが問題で、外に置くことの何が問題だったのか、そこら辺をもうちょっとはっきりしてほしいなと思っていました。

もう一点、部長と保健所長と課長と理事という方々が配置されると思うんですが、そこら辺の指揮命令系統がどういうふうになるのか、ほかの部の理事等のイメージからするとちょっと想像しづらいんですけども、保健所の中にも理事がさらに置かれるということなんでしょうか。どういうふうな関連性になっていくんでしょうか。

○D X 推進課長 先ほど内田委員に御答弁申し上げたとおり、理事の配置につきましてはただいま検討中でございます。それから、一般的な話になってしまうんですけども、部長につきましては、部全体のマネジメントということで、部内の業務の全てを統括するということになってございまして、理事につきましては、部内の特定業務の執行者として勤務をするということになっております。保健所長につきましては、地域保健法及び柏市保健所条例に基づき設置した保健所の長として専門性の高い公衆衛生業務に取り組んでいくということになります。以上でございます。

○阿比留 分かりました。その指揮命令系統はどうなるんですか。部長と理事と所長というのはどういう関係になるんですか。

○D X 推進課長 まず、理事、保健所長につきましては、部長の指示の下、業務に当たるといことになります。以上でございます。

○阿比留 理事と保健所長はどういう関係になるんですか。部の中にいる理事と保健所長、それと保健所の中に配置する、もし理事がいれば、その理事と理事はどういう関係になるんですか。

○D X 推進課長 先ほど申し上げたとおり、理事につきましては健康医療部の中の特定業務の執行者という形になります。ですので、保健所長とはまた別の所管になるかと現在のところは想定しているところでございます。以上でございます。

○阿比留 分かりました。それと、ちょっと話がずれるかもしれませんが、課の話ですけども、保健福祉部の中の課の編成って毎年変わっているような気がするんですけども、これ内部に何か混乱とかないですか。大丈夫ですか。去年もおととしもあつたような気がするんですが。

○D X 推進課長 まず、政策を執行するために組織があるという前提で、今回最適

な組織編成ということで、部とそこにぶら下がる課を編成しているというところがございます。委員御指摘のとおり、業務の移管等もあるかと思しますので、そこは混乱のないようしっかり準備をしまいたいと考えております。以上でございます。

○阿比留 第4号について伺います。児童相談所関係で20人増やすというふうに書いてあるんですが、全体像と現在の進捗について教えてください。

○次長兼人事課長 まず、何人配置するかというところですけども、人口や想定される相談件数などから、社会福祉士、心理相談員など専門職で78名を予定しております。このほか、所長や課長、医師、警察官、事務職員などで17名、そのほかに既存のこども発達センターなど、そういった職員を含めますので、令和8年度の開所時には110名の配置を予定しているところです。現在のところ、社会福祉士、心理相談員など32人を確保しておりまして、今後40人程度採用する見込みでおります。以上です。

○阿比留 現在32名で、来年度にプラス20名で50名ちょっとというのが来年度の大体の数ということでよろしいですね。

○次長兼人事課長 定数条例で20名ということでお伝えしているところですけども、そちらにつきましては令和4年度で10名、令和5年度で10名ということになっております。以上でございます。

○阿比留 あと、課題への対応ということで人数が上がっているんですが、そのそれぞれの必要性和必要人数の内訳を教えてください。

○次長兼人事課長 課題への対応ということで、25名ということでお伝えしておりますが、こちらは高齢者、障害者、あと生活保護費の保護世帯の増に伴う対応というところと、あと法改正に伴う男性の育児休業の取得促進や時間外削減への取組のための増員ということと、あとシステム標準化対応やDX推進など、業務改善、効率化などへの対応のため、最終的にはこの先になるとは思いますが、現在一時的な増員が必要になるというふうに考えております。以上です。

○阿比留 项目的には理解できますけども、その必要人数が本当にその人数が必要なのかというのはなかなか数字で出せていないというふうに理解していただきまして、本当にその人数が必要なのかというのはしっかり積算の根拠を持って進めていただきたいというふうに思っています。

あと、この件でもう一点、システム標準化対応のために時限的な増員というふうに書いてあるんですけども、この時限の終わらせ方はどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○次長兼人事課長 DX推進ということで、システム標準化を今国の要請等に基づいて実施しているところがございます。システム標準化が進みまして、完成ということになりますと、全国的にシステムが標準化されるということで、システム自作作成する段階でどこの業者さんになってもシステムの構築がしやすくなるということになります。今現在は、そのシステム標準化をするために人員を多く配置すると

いうところではあるんですけども、それが出来上がった段階では、その人員を剥ぎ取るといいますか、削減をするという形になります。以上です。

○阿比留 その年度は、大体何年間ぐらい使うというのは大体めどは立っているのでしょうか。

○D X 推進課長 システム標準化につきましては、国の法律で令和7年度までに住民記録ですとか税など20の基幹業務を国の定める仕様書に基づいてシステムを開発して入れ替えていくということになっておりますので、システム入替え期限は令和7年度末ということになっております。以上でございます。

○阿比留 では、7年度終わったときの定員の削減というのはどういうふうな形で表に出てくるのでしょうか。

○次長兼人事課長 今回令和5年度の単年度ということで定数の改正を予定させていただいているところですけども、令和6年以降に定年の引上げ等もございまして、定年の引上げで職員の意向等もしっかり把握する必要があるございまして、また改めて来年度その辺しっかりと精査していきたいというふうに考えております。以上です。

○阿比留 この理由で定員要求をして、次の年に別の項目に入れ替わっていったりしていますので、時限的だと言っているながら、それが時限で終わらないとか、そういうことになり得ますので、しっかりそこは、この要求の件はもう終わって、この人数は別のこの項目に振れ替えられたんだということをしっかり記録を取っていただかないと、ここでこの理由で上げているのに、来年度、再来年度には別の理由になって自然になっているというのはちょっと何かおかしいような気がしますので、そこはちょっと気をつけて引継ぎ等も行っておいてください。

あと、最後の件ですが、先ほど26号と言いましたが、間違いで、第3号の個人情報保護の関係で、先ほど内田委員のほうからの質問の中で自衛官の募集については住民基本台帳法という話がありましたが、この募集の件については、自衛隊法に基づいた自衛隊法施行令で国のやるべきことだけでも、県と市がこれを代行するというふうに法律で決まっていますので、住民基本台帳法だけという答弁だったというふうに思いますので、そこはしっかり、自衛隊法は自衛隊員だけの法律じゃなくて国全体の法律ですので、そこは履き違えないようにしていただきたいというのと、先ほど志願じゃない人が出るとかおっしゃいましたけど、そこはちゃんと志願制の自衛官ですので、そこはしっかり認識を訂正していただきたいなというふうに思います。以上です。

○田中 ちょっと確認です。2号の組織編成の件なんですけども、今後ちょっと健康福祉部がかなり課が多くなるんですけども、それに合わせて人員というか、それも増やしていく方向なのかというのをちょっと1点確認をさせていただきたいと思います。

○次長兼人事課長 人員につきましては、基本的に組み替える形になりますので、基本変わらないんですけども、ただ課によってはやはり業務が増えているという

ところがありますので、個々に見ていって増員が必要なところは増員するという形になります。以上です。

○田中 何で確認したかというところ、このコロナ禍で6波、7波あったときに、ほかの部署から応援を借りて対応して、ほかの部署の業務にかなり影響が出たと。失敗事例じゃないですけども、そういう反省の下に多分こういう組織編成をしようと思うんですけども、そういうのを踏まえた上での組織編成なのかどうなのかというのをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○DX推進課長 コロナにつきましては、委員御指摘のとおり、かなり市の職員のほうにも負担がかかっていると認識しております。あるいは、4年度に入りましてから、コロナの健康観察ですとか、そういった業務に関しましては、外部化できるものは徹底して外部化して、市の職員の負担を減らすという取組をしておりますので、スリム化した上で、その上での組織編成という認識でございます。以上です。

○田中 新しい部ができるので、今度第8波というところで、またほかの部署から応援とかという、そういうちょっとばたばたしたような対応は今後少なくしていただきたいと思いますというふうに思います。以上でございます。

○上橋 議案27号について質問いたします。頂いた説明資料なんですが、最初1ページ目の2では、給与表の引上げ改定、平均0.2%プラスとなっているんですよ。書いてございますね。ところが、次の2ページ目の参考のところは改定率0.36%となっているんですが、これどういう関係になるのかな。

○給与厚生室長 委員がおっしゃった説明資料の件なんですけれども、確かに給料表の引上げ改定のところには平均0.2%プラスというふうに書いてございます。改定表の個々の数値があると思うんですけども、そのいわゆる単純平均が0.2%というところがございます。委員がおっしゃった参考の給与改定率等と書いてあるところの柏市の欄の改定率と額のところの0.36のところをおっしゃっているのかと思いますが、この0.36%というのは実際にアップが適用される職員のいわゆる加重平均について記載したもので、そのためにずれが生じているものでございます。以上です。

○上橋 そうすると、この0.2%というのは、職員の数はカウントしていなくて、給与表のそれ自体の平均値なんですか。すると、こっちのほうがベースアップ率なんですかね、0.2%のほうが。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○上橋 それで、参考のほうは加重平均してあるということですね。

それから次に、この3ページ目の定年前再任用短時間勤務職員の件なんですけど、最初に出てくる表では、8級45号だった人が定年になった場合には、その60歳過ぎた時点で33万3,400円なり、これが短時間の再任用になると21万5,200円になっちゃいますよと、こういう意味ですか。

○給与厚生室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○上橋 それで、次の改定対象、今度これが改定されるわけですね、再任用職員が

引き継ぐために。そうすると、この8級45号だった人は、次に出てくるア、行政職給与表1のどこになるわけ、今度この人は。

○給与厚生室長 委員がおっしゃっているのは暫定再任用職員のことによろしいかと存じますけれども、その暫定再任用職員の欄が適用になります。

○上橋 具体的に言うと、この改定額の行政職給与表(1)の中のどれになるのですか。やっぱり8級は8級で見るわけ。

○給与厚生室長 その下、(2)、内容の下のイの改定額のところに表が載っていると思うのですが、そちらの3級のところを御覧になっていただきますと、四角で囲ってありまして、こちらの21万5,200円が25万5,200円になりますということで、この25万5,200円のところが適用になるということでございます。

○上橋 ということは、8級の45号だった人は定年過ぎると3級になっちゃうということですか。給与表の中の3級になっちゃうということですか。

○給与厚生室長 定年引上げの対象になった職員は、前議会で議決をいただいたような内容で30%減ということになるんですけれども、定年引上げの対象にならない暫定再任用職員の方については、こちらの先ほど申し上げた25万5,200円ということになります。

○上橋 やっぱり級が下がるんですね。

○給与厚生室長 はい、そうでございます。

○上橋 分かりました。

それから、職員定数条例の件です。このたび定数を増やさざるを得なかったのは、再任用短時間勤務職員が減ってきて、短時間じゃない再任用の人が増えるか、あるいは定年引き上げになるという意味で、けれども短時間再任用の人も定数は1として見ていたわけですね。

○次長兼人事課長 再任用の短時間自体は定数には含めていない形になっておりまして、このため定年の引上げに伴って短時間を選択される方が極端に少なくなると想定されますので、常勤のフルタイム職員になるということで、定数がその分必要になるというところでございます。以上です。

○上橋 だから、結局再任用の短時間を選ぶ人が少なくなってきたので、定年引上げで残るなり、短時間じゃない再任用の人というのは定数にのるわけ。

○次長兼人事課長 再任用であっても、常勤職の再任用につきましては定数としてカウントしております。以上です。

○上橋 では、短時間が減って、定年延長が、短時間じゃない再任用の人が増えてきているということですね。以上で結構です。

○渡部 では、質問させていただきます。まず、議案の第1号からです。今内田さんのほうからも質問ありましたが、私もこれはちょっと確認をさせていただきたいんですけども、こういった条例改正が出るときに柏市として市場調査は行っていないというふうに聞こえたんですけども、そういうことなんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 特段市場調査等は行ってございません。以上です。

○**渡部** これあくまで上限ですから、今回私どもは賛成しようと思っているんですけども、上限いっぱい使う方もいるし、そうでない方もいると思いますけども、やはりこれは、先ほど県のほうから示されなかったという答弁がありましたけども、柏市の実態、もちろん市外にも依頼することあると思いますけども、やはり実態がどうかということは独自に調査すべきだというふうに思うんです。この資料の中では、近隣市については施行令と同額の引上げ、既に改正を行っている。近隣ではなくて、もう少し範囲を広げたときに、決して国の示した金額どおりではなく、自治体が独自に金額を定めているという例はあるでしょうか。

○**選挙管理委員会事務局長** 私どもと同じ中核市の中では、金額を独自に定めている自治体もございます。以上です。

○**渡部** 私は、ある程度自治体の独自性というのがあってもいいんじゃないかなというふうにちょっと思います。

それで、このポスターの企画費のほうなんですけども、企画費の内訳明細書というのは現在はどうなっているのでしょうか。出しているのか、出さないのか、それが義務づけられているのか、お示してください。

○**選挙管理委員会事務局長** ポスター等の内訳については、前回の市長選もそうですけども、内訳書を柏市独自で作りまして、添付をさせていただいているところでございます。以上です。

○**渡部** 柏市独自に貼付ということは、それは義務づけではないんですけども、柏市の場合は独自に、ポスターについては特に企画費が問題になってくるかなと思うんですけど、それについてはその内訳書を独自にお願いをしているという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○**選挙管理委員会事務局長** 柏市として独自に一応項目ごとに内訳を出すようにということで、内訳書を添付させていただきます。以上です。

○**渡部** 内訳書の添付は非常に大事なことだと思います。それで、改正と直接ではない関連なんですけども、例えば燃料費についてなんです。燃料費は、今回金額ですけども、その支給の仕方について、その方法などについては、今回は併せて、条例の直接的な改正ではありませんが、検討はされているのでしょうか。

○**選挙管理委員会事務局長** 燃料費を使われたときには、領収書とかの写しなんかを添付していただいていますので、そういったところで内容を確認していくような形になるかと思えます。

○**渡部** 私が聞きたいなと思ったのは、燃料費、ガソリンスタンドと契約したりします。その契約の仕方ですとか、そういうのが自治体によって随分違うなということをおもうんです。例えばある特定のガソリンスタンドだったらどこでも入れてもいい、つまり特にここだということではなくて契約を結ぶことができたり、あるいはやはり契約って今すごく結びにくくなっていて、せつかくこの改正ありますけれども、実際には契約できるガソリンスタンドがなくて、契約ができないということも最近は何々にして多いんじゃないかと思うんです。そういう契約の相手先の基準み

たいのは、こういう改正のときに併せて検討されたりというのはないんでしょうかということですか。

○選挙管理委員会事務局長 特に契約の相手方の制限とか、そこら辺については基準等を設けてごさいませんので、改正等のごさいません。以上です。

○渡部 これは、できたらぜひ検討課題にさせていただきたいなと思いますけども、例えばエネオスですとか何かメーカー、それだったら市内どこでも入れられますよという自治体もあります。あるいは、契約を今なかなか実は結べないんです。結びにくいんです。ですから、燃料費を申請していないという方も今増えているんじゃないかと思うんです。せつかくの公費負担ですから、ぜひ利用しやすいようにということで、他市の状況なんかもぜひ調査をしていただいて、選挙に立候補する方がより立候補しやすいような環境はつくっていただきたいなと思います。これは要望です。

2号についてなんですけれども、先ほど今年に入ってからこの議論がということで、前回と違って、3月に出されて周知というとても非常に期間が短いなと思いますけども、12月議会ですから、まだ周知には時間があるとは思いますが。ただ、市民から見ると、頻繁に変わるといのはやはり混乱をする原因にもなったりすると思います。それで、議案の説明のときに執務をする場所については変わりませんというような説明だったかなと思うんですけども、それについてはもう一度お願いします。

○DX推進課長 原則として執務場所は同じにしていきたいと考えておりますが、庁舎が一部分散しているところもございしますので、今後ちょっと検討してまいりたいと考えております。以上です。

○渡部 同じ部でも非常に離れていたり、今も分かりにくいところがたくさんあります。それで、名称については今回そんなにもしかすると議論されていなかったのかもしれませんが、似たような名称ってすごくあるんですね。そうすると、それがどういう仕事なのかというのは市民から見ると非常に分かりにくい部分があります。行政のほうに分かって、大事なのはやっぱり市民から見たとき、その部なりその課が何をやるのかということが名称だけで非常に分かるというのが一番ベストだと思うんです。いろんな自治体の部ですとか課の名称を見ると、あまり難しい言葉は使っていないで、簡易な言葉で分かりやすいという名称にしているのも見かけますので、頻繁に変更されるのも困りますが、市民から見てより分かりやすい名称といのはぜひ検討、研究していただきたいと思います。これは結構です。

次に、第3号について伺いたいと思います。これはもちろん大前提のことで、もちろんこちら承知していることなんですけども、改めて基本的なことなので伺いたいと思いますけども、そもそも今回この条例の改廃を国が求める、地方自治体に対して共通のルールを求める、一元化する、その国の狙い、目的というのはどういったところにあるんでしょうか。

○行政課長 今回の個人情報保護法制の改正の目的ですけども、こちらの目的、あ

と期待される効果といたしましては、個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の保護であるとか、あとは個人情報保護委員会による法の一元的な解釈と執行の確保、あとはデジタル化に伴う今後のデータ流通の質的、量的な増大への対応等が掲げられているところでございます。以上です。

○**渡部** 今全国的にどこの自治体も個人情報の保護条例は持っていると思います。いろんな歴史があって、中身が違っていたり、それぞれの自治体の独自性があったりするのにも、地方自治のほが、この個人情報に関しては、やはり上からこうあらねばならぬとか、こういうところは駄目よとか、入れなさいとか、そういうのが非常に強いなというふうに思うんです。国にとっては便利になることが多いと思いますけれども、私は大変心配するところがあります。

それで、今も匿名加工情報というのが質問で出ていましたけれども、改めてちょっとお伺いしますが、県とか政令市は、その扱い、要するに提供はしなければならないが、柏市としてはそれは提供はしませんという理解でいいのでしょうか。

○**行政課長** 委員おっしゃるとおり、今回の匿名加工情報につきましては、都道府県及び政令指定都市につきましては、基本的にはやることになっておりますが、それ以外の市町村、地方公共団体におきましては任意ということにされておりますので、柏市におきましては現在こちらにつきましては適用しないという形で考えているところでございます。以上です。

○**渡部** 自治体によっては、その開始時期を検討するというふうになっている。どうもそういう方針のところもあるようなんです。柏市が今言ったようなことは堅持していただきたいなと思います。

次に、要配慮の方の個人情報の扱いなんですけれども、その要配慮者の個人情報についての柏市の基本的な考え方についてお示してください。

○**行政課長** 基本的には、国の規定に基づきまして、要配慮個人情報につきましては適正に国の基準に基づきまして執行していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○**渡部** そもそも申し訳ないんですが、要配慮個人情報というと、一般的には人種だったり信条だったり、病歴、犯罪歴などが入るのかなと思うんですけれども、そのほかに要配慮個人情報というともう少し広いんじゃないかと思えますけれども、どういったものがその要配慮個人情報になるのでしょうか。

○**行政課長** 一般的に言われているのが、重複するところもございしますが、人種、信条、あと社会的身分、あと病歴、あと犯罪の経歴、あと犯罪により害を被った事実等が一般的に言われているところでございます。以上です。

○**渡部** その人の個人、本人に及ぼす、いわゆる不利益を及ぼすような情報というのも恐らくたくさんあると思います。そういう情報については、原則収集とか提供はしないというような扱いになるのでしょうか。

○**行政課長** 収集しないということではなくて、収集した際にそれを配慮してそれらの情報を取り扱うというところでございます。以上です。

○渡部 分かりました。ここは非常に大事なところで、ぜひ本人の不利益になるようなこと、もちろん何か表彰するとかいろんなときに必要になってくることもあるのかもしれませんが、慎重な扱いを求めたいというふうに思います。

次に、4号について伺います。4号について説明がなされたときに、柏市は中核市の中でも職員の数が少ないということを非常に評価するように解されていたかなというふうに思いますけども、柏市は、その職員、正規職員の人数、それが中核市の中で少ないということは、それは非常にいいことなんだと、評価することなんだというふうな立場なんでしょうか。

○次長兼人事課長 いいことだということではなく、実際に市民ニーズが広がる中やはり行政のほうもそれに対応しなければいけないということで、必要な人数を必要な場合は増員をしていく必要があるということで、今回定数条例の改正を上程したところでございます。

○渡部 柏市は、人件費の抑制ということはこれまでも常々言ってきています。それで、例えば正規職員と非正規職員の比率というのが、近隣市なんか比べても柏市は正規職員の比率が少ないんです。今50、50にほぼ近づいているのかなと思います。市民サービスを充実させていくためには、私は正規職員をきちんと増やすべきだなと思いますし、先ほどからも課題への対応のところに出ていましたけども、これまでも生活保護のケースワーカー1人当たりが受け持つ件数というのは法の規定よりも柏市は上回っていたと思います。それと、例えばいろんなところの滞納整理なんかをやるときに一人一人の生活の実態をきちんと把握するとなった場合は、それなりにやっぱり時間も必要で、職員も必要になってくると思いますので、私はその抑制をするという対応ではなく、市民サービス向上ということをぜひ中心に据えていただいて、今回の増やすことは当然必要だと思いますけども、それにとどまらず、やはり正規職員の比率をこれは上げる必要があるというときにはちゅうちょなく増やしていただきたいなというふうに思います。これは要望で。

それで、26号については、特別職とか議員については、絶対に上げるなどか、そういう立場では決してないんですけれども、今市民の暮らしの実態を考えたときに一般職の職員については当然上げるべきだというふうに思います。27号のほうですね。ただ、26号については、今それを決して上げなければならないということでもないと思うし、むしろその分のお金をほかに回したということのほうが評価されるのではないかなというふうに思いますので、先ほどでも据え置くところもあるという御答弁ありましたので、26号については、態度としては反対をしたいと思います。

それで、最後になります。28号について伺います。この説明資料の中で、扶養の範囲内における勤務を希望する職員が多くという言葉があります。実際にその会計年度任用職員の中で扶養の範囲内で勤務を希望しているという人の割合というのはどのくらいなんでしょうか。

○給与厚生室長 実態の調査をしたわけではないので、はっきりした数値は把握していないんですが、半数以上は明らかにそのような状態かというふうに考えており

ます。以上です。

○**渡部** 説明資料の中に希望する職員が多くといった場合は、やはりそれが根拠を持って説明資料にも書かれないといけないと思うんです。それは、ぜひ調査は、簡単にできることだと思いますので、お願いしたいと思います。

それで、会計年度任用職員の女性と男性の比率がもし分かりましたらお示してください。

○**次長兼人事課長** 大体比率としまして、男性2、女性8という比率になります。以上です。

○**渡部** 扶養の範囲内で働きたい職員も多くというふうに書いてあります。ただ、今女性が8、男性が2という、女性の中でも扶養の範囲内で働くのではない。その働いている賃金が自分の生計、家計を支えているという方も多いのではないかなと思うんです。そうすると、やはり会計年度任用職員の制度そのものに私どもは問題を感じていますが、柏市の場合は5年に1度公募、単年度では不足分についての公募で、一度採用になった方は何か特別なことがなければ次年度も採用されて、5年間はある程度原則保障されるけども、5年たったところでは全体を公募し直すという方針でしょうか。確認をしたいと思います。

○**次長兼人事課長** そのとおりでございます。

○**渡部** そうすると、会計年度任用職員って、あたかもその職員という名称はついていますが、その雇用の継続性という点では非常に問題のある制度であり、できればフルタイムで働いている、柏市の場合はパートタイムにしている場合が多いですけれども、きちんと常勤で働いていて、毎日働いていて、それで仕事の内容についても、補完的な仕事ではなく、会計年度任用職員が担っている仕事の種類もあると思いますけれども、ぜひ正職員化を図っていただきたいなというふうに思います。

それで、今回期末手当の基礎額があります。それで、いつも伺ってなかなかちょっと理解がしにくいのが期末勤勉手当なんです。上がる時は勤勉手当で、下げる時は期末手当、一般の職員の場合は多分そうじゃないかなと思うんですけれども、会計年度任用職員について、その期末手当、勤勉手当の関係というのはどうなっているんでしょうか。勤勉手当はもしかしたら会計年度任用職員には適用されていないということでしょうか。

○**給与厚生室長** 委員がおっしゃったとおり、会計年度任用職員は地方自治法において勤勉手当の対象にはなっておりませんので、今回も支給の対象外となっております。以上です。

○**渡部** 恐らく総務省のほうでもその見直しというのが検討の議題には上っていただかないかと思うんです。同じような仕事をしていても非常に賃金に大きな差があります。それで、補完的な仕事というのが、建前上はそうなっているのかなと思うんですけれども、例えば会計年度任用職員だけで担っている職場というのも恐らくあるんじゃないかと思いますが、どういったところにあるのでしょうか。どういったところがそういう対象になっているのでしょうか。

○次長兼人事課長 こどもルームを運営しています学童保育課の指導員、そちらのほうを対象になっております。以上です。

○渡部 あと、いろいろな相談員なんかほとんど会計年度任用職員という場合があるんじゃないかなと思って、非常に大事な業務を担っていて、専門性も高いところで、だけど会計年度任用職員で、なかなか正規職員ではないというところは、ぜひ改善してほしいなと思います。28号については、賛成をしますが、そもそもの会計年度任用職員の在り方だとか中身については、柏市でできることはぜひ改善を図っていただきたいなというふうに思います。以上です。

○給与厚生室長 先ほどの委員のお尋ねについて補足させていただきたいと思ひまして、挙手しました。すみません。会計年度任用職員のうち扶養の範囲内で働くことを希望する職員数についてお尋ねがあって、具体的な数の把握をしておりませんということで申し上げたんですけれども、条例を提案する根拠ということでしたので、根拠ということであれば、私どもとしては、令和元年度に職員の代表であります柏市の職員組合と現業職員組合のほうと確認書を締結しておりまして、そちらのほうを根拠といたしまして今回上程させていただきましたので、補足させていただきます。以上です。

○上橋 議案の4号について質問いたします。この説明資料の最後のページ、柏市の職員数の中核市の標準職員数との比較、今渡部委員も述べられた点なんですが、ここを見まして、総人数としては少ないんですよ。特に一般職も少ないし、教育職員も少ないけども、民生関係は多いですね。それから、消防が多い。よくできた人事だなと思うんだけど、この消防なんですけど、今からもう30年前、土田さんが助役をしておられたときにやはりこの行革をやろうということになって、非公式の場でしたけど、ぼろっと言われたのは、柏市は消防職員の数が多過ぎるということですよ。どうも前の市長が消防庁の御出身だったことについて、その影響力が残っているみたいな、何かそういう言外に含めたような、消防職員の数を減らしたくても減らせないんですよみたいなぼろっこぼされたことがある。あれから30年以上たってみてもまだ消防の職員数が多いんですが、これは柏市の消防力が強いので、こういうことになっているのか、この消防部門が聖域になっていて、なかなか行政の側から切り込めないのか、どっちが原因だと思いますか。

○次長兼人事課長 消防の職員数というところですけども、使用する機器といいますか、車両ですね。そういったものの数に応じて人の配置がなされているというところがございます。以上です。

○上橋 というと、柏市の場合、人手がたくさんあるから、消防の機器を使っているということなんですかね。どうですか。

○次長兼人事課長 車両によってチームで運用するということになりますので、そのために必要な人数が定められているところがございます。

○委員長 質疑を終結いたします。

これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第2号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第3号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第4号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第26号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第27号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第28号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。
次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構で

す。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課の入室していない方の入室をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後 2時35分休憩

○

午後 2時41分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、議案第2区分、議案第17号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第19号、令和4年度柏市介護保険事業特別会計補正予算についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 議題となっております議案第2区分の一般会計の補正予算案についてでございますけれども、まず財政課のほうに1点確認しておきたいんですが、水道事業会計の繰出金、補助金でございますけれども、この事業は大変いいことなので、繰り出し、補助金を支出することは有効なんですが、財源は国の交付金、コロナの交付金を充当するというところでよかったですっけ。

○財政課長 今回の補正予算案では、この財源は財政調整基金からの繰入金を活用するという形で計上しております。以上です。

○内田 そうすると、将来国の交付金が見込めることになれば、決算の段階では財源調整をするということはある得ますか。

○財政課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上です。

○内田 その場合、一般会計から企業会計に補助ですか、今回の形ですと。補助なら補助するという形は、これは制度上可能という受け止めでよろしいんですね。

○財政課長 そのとおりでございます。なお、国の事業例であるとか他市の事例を見ても実際に執行している例がございますので、大丈夫と考えております。以上です。

○内田 防災安全課のほうにお尋ねをいたしますが、振り込め詐欺の対策用自動通話録音機、電話機の補助事業、貸与の事業でございますけれども、こちらのほうは80代以上の方を対象者にしておりますけれども、80代以降の方が多いいというのは分かるんですが、念のため年代別内訳というのが分かれば教えていただきたいんですが。

○防災安全課長 年代別の内訳というところでございますが、令和4年の10月末現在の数値でございますが、トータルで100件の被害がございます。80代以上になりますと、そのうち62件、80代以上で62件ございますが、下に行きます。70代で25件、60代で11件、40代以下で2件と、そのような内訳になってございます。以上です。

○内田 そうすると、やっぱり80代以上が被害の確率というのは非常に高いというのは見てとれるわけですが、被害の状況について、具体的に80代以上に見られる被

害の特徴というのとはどんな傾向になっておりますでしょうか。

○防災安全課長 こちらの特殊詐欺、振り込め詐欺の被害でございますが、年代別でこれだけの分類がございますが、被害の分類につきましては、やはり一番多いのがオレオレ詐欺というものです。こちらが一番割合としては多くなっております。また、それ以外に還付金詐欺という形でございますが、ATMに誘導して振り込むと。そういった被害が多く見られる状況でございます。以上です。

○内田 録音機付きの電話機の設置は、本会議でも説明をいただいていたかと思うんですが、これ委託業者に設置してもらうということでございますが、今のところ委託事業者はどのような業種を考えておりますでしょうか。

○防災安全課長 こちらの作業としましては、この録音機を御自宅までお持ちして設置をして、使用方法の取扱いを説明すると、こういったものが作業の内容になります。特に専門的な技術が必要ということではございませんので、特にこういった事業所でなければいけないというようなところはないかなと思っております。以上です。

○内田 効果はかなり期待できるかと思うんですが、この使用する機器については貸与とはいえ、実際は給付でございますよね。

○防災安全課長 こちらについては、今回無償貸与ということで事業を実施させていただきますが、こういった録音機ですとか電話機というものについては、おおむね耐用年数5年ないし6年ということで考えてございますので、その期間の貸与ということで考えてございます。以上です。

○内田 実質はもう差し上げるというものと同じなのかなと理解しているわけですが、この回収についてはそうすると市の委託業者のほうで行うのか市のほうで行うのか、貸与を受ける方の責任において行うのか、そこら辺を教えてください。

○防災安全課長 5年、6年という形で私ども貸与期間というふうに見てございます。それ以降につきましては、利用者の方に処分についてはお任せするというふうに考えてございます。以上です。

○内田 分かりました。

続きまして、資産管理課のほうにお尋ねいたしますが、公用車の一元化管理事業の業務委託に係る債務負担行為の設定についてでございますが、公用車については今市長部局が所有する車と、その中でもどの部局がどういう車を所有しているか、それから市長部局以外、教育委員会や上下水道局などが所有している車とか、その内訳というのは資料あるのでしょうか。

○資産管理課長 今お尋ねの市所有の公用車の台数、そして内訳という御質問なんですけれども、私ども資産管理課で一元的に管理している車両というものとそれ以外というものがございまして、一元的に管理させていただいている車両につきましては12月1日現在で252台となっております。それ以外については約250台というところで、約がついてしまっていて、その主な250台の内訳としては、一元管理をし

ていない、代表的なのは消防局ですとか環境部などで所管をしております特殊用途車両などがそちらに含まれているという、内訳になっております。以上です。

○内田 消防局や環境部がお持ちになっている車両については一元管理しないというのは、ある程度専門的スキルを有する車両だからということになりますか。

○資産管理課長 やはり特殊的な装備を持つ車両というところで、一元管理しない部分がございます。以上です。

○内田 仮にこちらを一元管理するとなると経費的にはどうなりますでしょうか。

○資産管理課長 全て今一元管理から除外、除いている車両も含めると、やはり一元管理業務委託の中では、処理件数が増えますので、経費増になるかと思えます。以上です。

○内田 そうすると、やっぱり公用車全体の在り方も考える必要があるんですが、今回委託に出すわけですが、将来的には公用車の台数というのは、専門的な車両については別としても、乗用車等につきましては、これは削減していくということになっていくんでしょうかね。

○資産管理課長 やはり市が所有している合計約500台の車両については、その用途または職員数等を勘案して、果たして適正な車両かというところは全庁的に検討していかなければいけない課題だと認識しております。以上です。

○内田 公用車は、必要な部分もございますが、一方で今環境に配慮した形で車両を使用したいとか、更新する場合でも環境に配慮した車両にしていくとか、そういうところも含めて公用車全体の在り方を今回の補正予算を機に検討していただきたいということを申し上げまして、議案第2区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○渡部 17号の補正予算について伺いたいと思います。振り込め詐欺の対策なんですけども、今もありました。これを実施する期間については、いつからいつまでを期間として考えているんでしょうか。

○防災安全課長 こちらは、来年1月1日時点で80歳以上の方を対象に、その80歳以上の方がいる世帯に対して固定電話への録音機の設置ということになりますが、申請自体が、2月の下旬ぐらいから申請手続をしていただくような形になろうかと思えますので、おおむね夏ぐらいまでの期間をもって募集を行うということで今考えてございます。以上です。

○渡部 募集の仕方は、直接ダイレクトメールというんでしょうかね、送るというふうに伺いました。対象が80歳以上の方ですから、当然送られてきても必要な方がきちんと申請するかどうかというところはちょっと心配するんですけども、例えばその返信が返ってこなかった場合の対応、もう付けている方だとか当然いると思いますが、特に独居の方、独居ですとか高齢者だけの世帯の方の場合、返信がもしかすると必要な方が利用できないということのないように、返信が返ってこない方の対応だとか、そういったところは考えていらっしゃるでしょうか。

○防災安全課長 先ほどお話しさせていただきました2月の下旬に案内文を対象世

帯数 2 万 6,000 世帯に御案内をさせていただきます。まず、3 月 31 日を期限に御案内をさせていただきます。それ以降、今御質問ございました返信のない方ということで、私ども今回、80 歳以上の方の被害撲滅とまでは言いませんけども、徹底的に対応していきたいというところがございまして、この事業を始めておりますので、3 月 31 日以降に例えば保健福祉部で実施しております民生委員さんによる声かけ事業だとか、そういったものを春先から夏場にかけて行いますので、そういったところでの御案内ですとか、私どもで行っているような防犯講習会だとか、そういう機会を通じてアナウンスをしていければなというふうに思っております。以上です。

○渡部 先ほども発生件数が 100 件ということで、これ私もインターネットで見ました。千葉市が 234 件とか、松戸、船橋、市川で、柏市が 5 番目なんです。それで、千葉県全体では被害額でもう 24 億円、25 億円近い被害額になっているということで、これ本当にいつまでもなかなかこういうことが防げない。本当にどうしたらいいのかなという思いがありました。これ効果的だとももちろん思います。それで、これまでその被害に遭われた方で、例えばこういった自動通話の録音機をつけていても被害に遭ったという方もやはり中にはいらっしゃるのでしょうか。

○防災安全課長 警察との情報共有によりますと、この機能がついている電話があるけども、正しく設定できずに被害に遭ってしまったというところがあるというふうに情報を得ています。ただ、きちんとその設定をしてこの振り込め詐欺の対策電話機で被害に遭ったという報告は受けてございません。以上です。

○渡部 つまりそれを持っていても、正しく設置できないがために活用できない例もある。だから、柏市としては今回きちんと設置まで、そしてその使い方、説明までをきちんとやるんですよという理解でよろしいでしょうか。

○防災安全課長 委員さんおっしゃるとおりです。以上です。

○渡部 今も補助制度はあると思います。その今ある補助制度を使って既に設置している方もいらっしゃると思うんですけども、今ある制度とこの 80 歳以上の新たな制度とがちょっとダブる部分もあるのかなと。80 歳を過ぎている方だったら、この新しいほう、今回の議案のほう、補正予算のほうをもちろん活用していただきたいと思うんですけど、そうすると今ある制度も当然広報していくわけですね。その兼ね合いというのがちょっと分かりづらかったんですけど、そこは高齢者の方に対してはどうお考えなんでしょうか。

○防災安全課長 私どもでは、平成 28 年から 65 歳以上の方を対象に電話機の購入補助というものを行っております。2 分の 1 補助で上限 1 万円というような補助をやっております。これまでに約 2,100 件の 28 年から申請がございました。それは 65 歳以上から、条件をつけていますが、今回私どもで録音機は 80 歳以上ということで、おっしゃるとおり、制度はダブる形になってございます。今回ダブる形になってございますが、先ほど申し上げましたように、80 歳以上の方が被害が多いというところで、より徹底した対策を講じていきたいというところで無償貸与ということをさせていただこうと思っております。当然ながら 80 歳以上の方で、こちらは要らな

いけれども、補助を使って電話を購入したいという方がいれば、そちらを選んでいただくような形になるのかなというふうに思っています。以上です。

○渡部 大きな市は特に被害額が非常に多くて、本当に対策を取らなきゃいけないなと思いました。それで、他市の同じような設置貸与とかどうなっているのかなとちょっと調べました。例えば船橋ですと、65歳以上の高齢者のいる世帯、1世帯1台まで貸出し、松戸市は、今年の7月からなんだと思いますけど、70歳以上の方で1万個までなんです。1万個までなんだけれども、費用がかからないで、実質上は貸与ではなく配布になるのかなと思うんです。この他市も当然調べられていると思いますけども、写真なんかも載っていて、割と簡単に設置できて使えそうかなとか思ったんですが、船橋とか松戸市とか先行してやっているところと柏市とのその違い、実際に行って、その場で設置をして説明するという以外に、この機器そのもので何か違いというのはあるのでしょうか。

○防災安全課長 機器の違いということになりますと、船橋と私どもが行っているものは一緒のものです。松戸について、今委員さんがおっしゃったものについてはちょっと違うものかと思います。もう少し安価なものを無償で配布しています。松戸は2本立てでやっております、それとはまた別に私どもと同じ機械を2,000円の自己負担で実施しているような違いがございます。機種の部分については、そういう違いがございますが、他市と大きな違いというところでいいますと、対象世帯に対して全てダイレクトメールを送る、この部分については大きな違いかというふうに思っております。ほかの自治体は、あくまでもこういったものを広報だとかホームページだとか、いずれかの手段で入手した情報で手を挙げるというような形でやっておりますので、私どもはそこが大きな違いではないかなというふうに感じております。以上です。

○渡部 先ほども正しく設置できない、使い方がちょっと理解していないとか、特に高齢者の方だったら本当にそういうことってあるだろうなと思いましたので、柏市が実際に御自宅できちんと持って行って設置をしてというところはやはり期待したいと思います。これによって本当に被害が減ることを願いたいと思います。

次に、補正予算で、救急課の救急隊の感染防止の被服などの購入についてちょっと伺いたいと思います。柏市はもともと消防職員に対して被服費の貸与の点数化されていて、貸与があったと思います。今回コロナの関係で増加したということなんですけども、通常の職員の方が点数に応じていろいろ被服などを貸与される。それとの関係では、やはりそれが少ない結果ということもこの原因になっているのかどうかということだけちょっと確認したいと思います。

○救急課長 今委員が説明したのは、制服とかは貸与になっているんですけども、この救急の活動に関してはその貸与の点数になってはおりません。以上です。

○渡部 コロナの中で、本当に救急隊員の方は大変な業務をなさっていると思います。それで、こういう不足したものは本当に速やかに補正予算を上げていただいて、私達も議決をして応援をしていきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第17号、当委員会所管分について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第19号について採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。
次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第3区分、議案第11号、財産の取得について、議案第12号、財産の取得について、モバイルワーク用パソコン、議案第14号、和解について、議案第15号、和解について、議案第24号、財産の取得について、これは自動心臓マッサージ器です。5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があれば、これを許します。

○内田 それでは、議題の議案第3区分でございますが、まずは議案、大きく言うと12号と財産の取得の心臓マッサージ器ですか、その2件についてお尋ねをいたします。まず、12号のモバイルワーク用パソコンでございますけれども、こちらにつきましては購入台数について改めてお示しください。

○DX推進課副参事 今回購入する台数は105台になります。以上です。

○内田 105台ということでございますが、その活用部署についてはどのような形になってまいりますでしょうか。

○DX推進課副参事 全ての部署に各部局ごとに何台かずつ配備して、全ての部署で活用する予定となっております。以上です。

○内田 将来的には、またこれは数を増やしていこうということになりますか。

○DX推進課副参事 使用状況を見て、モバイルワーク、自分の席以外でも使用が多く認められた場合は当然増やしていくべきものと考えております。以上です。

○内田 目的としては、テレワークとか出張先でも業務に従事できるよということでございますけれども、部署によってはあまりテレワークが望ましくない部署とかあると思うんですが、これは部署の人員に応じて、多いところは多いなりに、少な

いところは少ないなりに均等配付するということになるのでしょうか。

○D X推進課副参事 今委員おっしゃられましたとおり、各部局によって業務の特性が違いますので、単純に職員数では、考慮はするんですけども、その業務の内容によっても配備の台数は決めていきたいと考えております。以上です。

○内田 具体的には、会議などでも庁内で使用することというのも想定されていませんか。

○D X推進課副参事 おっしゃるとおり、庁内にいて、自席から離れた会議のときにパソコンを持って行って、そこで直接会議の内容を入力してしまうとか、資料を見るとか、そういったような利用を考えております。以上です。

○内田 そうしますと、一つの部署で複数人が必要になった場合というのがございますよね。複数の方がテレワークになって、このパソコンが必要となった場合ですが、その場合はどういう優先順位にしていくんですか。

○D X推進課副参事 今回の105台につきましては、基本的に庁内に出勤をしている職員の理由をまず優先的に考えておりますので、自宅でテレワークもできる環境にはあるんですけども、テレワークにつきましては、まず自身が持っているパソコンを使ってできるようにもしますので、台数が重なった場合は庁内に出勤した職員の利用を優先したいと考えております。以上です。

○内田 議案説明資料では、テレワークが円滑にできるようになるという趣旨の表現があるんですけども、ということは庁内優先ということになると、コロナ対策でテレワークを推進するという立ち位置ではないということなんですか。

○D X推進課副参事 自宅に持っていけば、そのまま当然テレワークにも使えますので、使うことはできるんですが、まずは庁内利用のほうをちょっと優先して考えたいと。かといって別にテレワークをしてはいけないわけではなくて、テレワークをする場合は御自宅の職員自身の端末から接続していただく。二刀流というか、そういった切り分けで最初は考えたいと思います。以上です。

○内田 そうすると、この事業というのはコロナ対策なんですか。それともD X推進という立場なんですか。

○D X推進課長 両方の側面を持っておりまして、D Xの推進でテレワーク、モバイルワークを進めるという観点、それからコロナ対策ということで、密の防止ということで、離れた場所で勤務ができる、密集しないような環境をつくるという両方の側面を進めていきたいと考えております。以上です。

○内田 ちょっと理解に苦しむところがあって、一方ではコロナ対策で、密着しないところで業務ができると言っている一方、情報担当のほうからはテレワークよりも庁内業務が優先されるということのお示しなんですけど、幾つかの用途があるということなんですけど、コロナ対策の部分だけを見ていくと、コロナのほう落ち着いたら、この機器というのは、耐用年数が来たら、コロナが収束していれば更新しないということになる。先ほど状況を見て増やすということだったんですけど、コロナ対策という意味で言えば、収束してきた場合は更新しない。耐用年数が来ても

更新しないか、あるいはいわゆる多くして改めて取得しないという感じなんですよかね。そこが分かりにくいんですが。

○DX推進課副参事 今回のモバイルワークは、コロナの交付金を充てますので、当然コロナ交付金の用途に見合った購入にまづなっています。先ほど申し上げたモバイルワークは、推進課長のほうから御答弁させていただきましたとおり、密を避けるという意味で、コロナの最初にはやったときというか、蔓延したときにいわゆる分散勤務というものを行いました。職場の分散勤務ですね。一つの課でたくさんいるんじゃないなくて、違うこういった会議室を利用して分散勤務をしたと。そういった分散勤務のときに、通常LANケーブルというか、ネットワークがないところでも使うことができるというメリットが今回のモバイルワークのほう。モバイルワークというのは、庁内LAN、いわゆるテレワークと同じ、今職員1人1台使っているパソコンと全く同じことをLANケーブルを挿さずにできるような環境を整えるということですので、そういった意味ではコロナ対策になっているものと考えております。同時にあとDXということで、出先ですとか出張先ですとか、市内の出張先でも使用できるようにもなっているということでございます。以上です。

○内田 そうすると、コロナと一緒に考えちゃうからあれなのかな。これってコロナが収束したときに、耐用年数を迎えたときにも更新をして、さっき御答弁いただいたように、新たに増加して取得をするというところは変わらないということなんですね。更新はするということなんですね。

○DX推進課副参事 更新をする予定です。それは、モバイルワークということで、職員の場所にとらわれない働き方、それを推進してまいりたいと考えておりますので、そのときのどこまで使っているかにもよるんですけども、恐らくDXの立場としては、場所にとらわれない働き方を推進しなければなりませんので、耐用年数が来たら更新なり増やしたりすることになる。ならなければいけないなと思っております。以上です。

○内田 あと、コロナが収束してからということが前提になりますが、職員が分散して働くことやテレワークが推奨されることで、どうしてもコミュニケーション、いわゆる対話や会話は、カンパシーションの部分は当然オンラインでもできますし電話でもできる場所ですが、政策的なところを決めていくときに職員と職員が直接接触して対面で話をするという機会がこのままいくと大分減ってしまうのかなというところは危惧していて、やっぱり政策決定していくプロセスって大事なので、そこら辺は当然対面というところが必要となっているんですが、どこまで対面の機会というのは今後保障されていくんでしょうか。

○DX推進課副参事 おっしゃるとおり、対面による議論、会議によって物事を決めていく重要性というか、密の高さというのは認識しておりますので、離れていてもコミュニケーションをするという環境は整いつつも、対面による会議もしっかり持って、その会議のときにパソコンを持ち寄ってペーパーレスを進めるですとか、それまでの記録を取って認識して、その場で関係職員にメールを送って、今後こう

するよとぱっと決めるとか、そういったような使い方をして、業務の質というか、レベル、生産性を高めていきたいと考えております。以上です。

○内田 今の御説明で理解をいたしました。ペーパーレス化を進めていくということは大事なことでございますし、今の御説明で随分しっくりきたところはございます。ただ一方で、繰り返しとはなってしまいますが、やっぱり対話、接触、対面という部分をしっかり維持していただいて、DXありきというか、電子化ありき、データありきというところではないところで、職員同士のコミュニケーションというのは今後もとりわけコロナ収束後については図って行っていただきたいと思っております。

議案第24号についてでございますが、議案第24号は財産の取得、自動心臓マッサージ器についてでございますが、これはあれですか、コロナが収束して以降も自動心臓マッサージ器を使用するということになりますか。

○救急課長 委員のおっしゃるとおり、コロナが収束しても使用する予定となっております。以上です。

○内田 そうすると、職員のスキルとか技能というのがどれだけ保障されて、信頼は当然しているところでございますが、やっぱり機械、機器ですので、確実に正常に機能するとは限らない場合もあります。故障もございまして、様々な状況があるわけで、職員が施術するというのも当然あるべきことだと思うんですが、そういう意味では職員のスキルとか技術というのはどのように保障していくんでしょうか。

○救急課長 消防局としては、救急隊の技能確認訓練というものを毎年やっておりまして、その中で心臓マッサージの項目も入っておりますので、そこでしっかりチェックをしながら、しっかりできているか毎年確認しておりますので、その点は保障されていると思います。以上です。

○内田 自動でこれから心臓マッサージを行っていくということですが、機械のトラブル等もあるので、施術を一切排除してしまうというものではないという理解でよろしいですね。

○救急課長 委員のおっしゃったとおりです。以上です。

○内田 この機器の、すみません、事前に御相談しておけばよかったんですが、耐用年数というのはどれくらいになっていくのでしょうか。

○救急課長 耐用年数は7年となっております。以上です。

○内田 ということは、今回コロナ対策で自動心臓マッサージ器を購入するというところでございますが、一方では先ほどの御答弁ですと、将来的に自動心臓マッサージ器を活用していくと、施術の件数が減っていくということなので、当然これは7年の耐用年数が来たときには更新をするという確認でよろしいでしょうか。

○救急課長 はい、そのとおり考えております。以上です。

○内田 お伺いしたかったことは以上でございます。以上をもちまして、私の議案第3区分に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○阿比留 11号について伺います。ソーラーパネルの件です。配置先が防災安全課ほか112か所とありますが、どういうところに配置されますか。

○防災安全課長 今回取得で上げさせていただいた386台ですが、そもそも今回の蓄電池につきましてはトータルで464台の配備計画をしております。そのうち78台については、昨年度令和3年度で購入させていただいております、今回残りの386台を購入するものでございます。御質問の配置先になりますが、市内の指定避難所というのが109か所ございます。プラス近隣センター体育館がその本館から離れているところが3か所ございます。ですので、避難所としては112か所にそれぞれ4台になります。448台、併せて災害対策本部である柏市防災安全課の執務室に16台配置するという予定でございます。以上です。

○阿比留 国庫補助金というのが85%を占めていますが、下総飛行場関連の公共用施設整備事業となっておりますが、市内全域ということと下総基地の補助金というのはどういうふうな関連性でこれを要求できるのでしょうか。

○防災安全課長 委員御質問ございましたとおり、今回落札で税込みの2,500万円に対しまして、実際下総飛行場関連の公共用施設整備ということで2,200万円を充当させていただいております。こちらについては、今年度は私どものこの移動式の蓄電池以外に、消防の災害用特殊車両ですとか公園遊具等更新も含めてトータルでいただいております。こちらについては、市内全域が対象になるということで防衛省のほうからお話を聞いてございます。以上です。

○阿比留 これは要望ですけれども、基地周辺の方からしてみると、この補助金って基地周辺に使うんじゃないのというような意見もございますので、補助金を利用して柏市の負担を減らすというのは非常にいいことだとは思いますが、そういうところの配慮もちょっと考えておいていただければなというふうに思います。

本件でもう一件、落札率が52%前後なんですけど、予定額が高過ぎたのか、落札が順調にいき過ぎたのか。見積りがあまりうまくいっていなかったんじゃないかなという気もするのですが、こちら辺はどういうふうに解釈されますでしょうか。

○防災安全課長 今回の設計額としましては、先ほど御質問ございましたとおり、令和3年度に先行取得してございますので、そちらの金額を基本に設計額を組ませていただきましたが、今回この落札の結果、これは企業の努力というんでしょうか、その入札の結果ここまで落ちてきたというような状況かというふうに思っております。以上です。

○阿比留 いいことなのかもしれませんが、ちょっと見積りが甘いんじゃないかなという気もしますし、向こうがちゃんと利益を出してくれているのかなというのも心配ですが、ここまで極端に離れるとちょっと不安になってくるんですけども、性能的には問題ないんですか。

○防災安全課長 こちらの製品については、外部機関の試験もきちんと受けている製品でございますので、製品についての保証は問題ないというふうに考えてございます。以上です。

○阿比留 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○上橋 議案第12号、今阿比留委員が質問されたけど、12号で落札した日興通信、半分ぐらいなんだね。その他の入札額とえらい違いで、やっぱりこれも製品に問題ないですか。

○D X 推進課副参事 仕様を満たしていることを確認しておりますので、問題ないと考えております。以上です。

○上橋 このモバイルワーク用パソコンというのを見ていないので、よく分からないんだけど、例えば我々が使っているこれ、これだってWi-Fiがなくたってできるんです、どこでも。こんなものですか。

○D X 推進課副参事 今回購入するモバイルワーク用パソコンは、パソコン本体プラス、実際に使用し始めるときなんですけれども、SIMカードのいわゆる通信契約も1台1台結びますので、今各委員のお手元にあるタブレットと同じように、Wi-Fiがなくても、どこでも接続できる環境を整えるパソコンになっています。

○上橋 このモバイルワーク用パソコンというのは、それぞれの人が持っているパソコン、プラスのものなんですか。いわゆるWi-Fi環境がなくても、これがあることによって使えるようにするものですか。

○D X 推進課副参事 今職員1人1台パソコンがあるんですけれども、使い勝手はそれと同じことが使えるようになるんですが、今職員1人1台あるパソコンは、LANケーブル、パソコンに有線のケーブルを挿して、それで庁内のネットワークに入っています。

○上橋 この市役所の中で。

○D X 推進課副参事 市役所の中ではそうです。

○上橋 市役所の中に大型のWi-Fiってないんですか。

○D X 推進課副参事 市役所の中のWi-Fiは、例えばこの部屋のほうは議会事務局さんのほうでつけていますけれども、ほかのところはまだありません。ないんですが、先日の9月補正の予算の中で主な庁舎についてはWi-Fi整備をするというような議案も出ささせていただいておりますので、それはそれで整備はいたします。

○上橋 そうすると、在宅勤務ができるように、各人の家庭でWi-Fiを設置しなくても、これがあると自分のパソコンでできるというやつですね。

○D X 推進課副参事 そのとおりでございます。今回のこの105台のパソコンは、委員がお持ちのタブレットと同じように、自ら、あとスマホとかと同じように、その単体だけで、Wi-Fi環境がなくても、インターネットに接続してテレワークができる。ただのパソコン、プラス通信機能つき、通信機能はまた別途契約しますけれども、そういったパソコンになっております。

○上橋 これに近いものですね。タブレットに近いものですね。

○D X 推進課副参事 はい、そのとおりでございます。

○渡部 今の12号について伺いたいと思います。本会議でも出ていましたけども、テレワークのしやすいところとなかなかできない職場といろいろだというふうに思

います。例えばそういうなかなかテレワークに向かないような職場であっても誰もがこれは経験するという事なんでしょうか。その部署で人数の違いはあっても、どこでもこれを職員の方は経験するというか、ローテーションを組んでとか、そういうふうに考えているんでしょうか。

○DX推進課副参事 基本的には、平等性というか、そういったところの観点も重要かと思っておりますので、なるべく多くの職員がテレワークができるようなルールづくり、こういった仕事はテレワークでもやれますよとか、そういったようなルールをつくっていきたくて考えております。以上です。

○渡部 この説明資料の中の災害時、緊急時においても有効に活用をしてまいります、この災害時、緊急時に有効に使えるというのは、コロナだけではなくて、これから大規模な災害が起きたときとか、職員の方が出勤できないとか有効なんだろうなと思います。ただ、そのときにそういう経験をみんながしていなければ、通常の業務で使っているパソコンと、これ105台だから、あれですけども、一通りは誰もが一度はその経験をする必要があるのではないかなと思って今ちょっと伺ったんです。だから、もちろんしやすい、不向きなところ、絶対市民と常に対面しなければならない職場だけど、仕事の内容によってはできるとか、それでちょっと改めて聞きますが、その災害時、緊急時、そのときに有効に活用といった場合は、全ての職員がやはりこれを一度は経験して、みんながどこの部署に行っても使える、異動して必ずあるわけですから、そうなのかなとちょっと思ったんですが、その辺をちょっと確認します。

○DX推進課副参事 おっしゃるとおり、災害時のときに使い方が分からないとかあまりうまくできないとなるとよろしくないと思っておりますので、なるべく多くの職員がテレワークの環境に慣れて業務をするという必要はあるかと思っております。以上です。

○渡部 市役所は、やはり一般企業とは違って、市民に対するサービスを提供しているわけで、市民と接しないところで仕事をするというのは、もちろん必要だと思いますけれども、基本はやはり目の前に市民がいる、そういう市民のための仕事ということ、公務員の場合はそうですので、これがどんどんどんどん進んで、いつの間にか市役所の中に職員がすごくいなくなっているなんていうことにはならないだろうなと思いますが、進めると同時に、やはり本来市役所の職員がやるべきことというのもしっかりと堅持していただきたいなと思います。

次に、14号の和解についてです。今回和解が2つ出ています。和解ですので、基本的には賛成をいたしますが、ただ14号については、議案説明のときにもこの方の生活の実態を伺いましたけれども、収入がやはりそんなに多くないですし、狭心症があるとか、お母さんの年金が少ないとか、その生活的には非常に困難な方ではないかなと思えました。柏市は、あいネットを紹介したけれども、払えると言ったのでというふうな御説明だったんですけども、本会議でもこれはいろいろ議論になっていましたけれども、基本的には10万円プラス1人4万5,000円、あと医療費、保険料、いろいろ必要なお金を除いて、それで最後に本当に払えるのかどうかということは

十分にその一人一人の状況を把握して取り組まなければならないと思います。ですから、本人がもしその払えるとかいろいろ言ったにしろ、生活保護を受ける水準の生活状況ではないかなと思ったんですけども、柏市としてあいネットが紹介したと言っていました。その後、そのあいネットに行ったかどうかということは確認していなかったんじゃないかと思うんですけども、本来だったら私はやはり生活支援課に結びつける案件ではなかったかと思うんです。だから、本人の申出いかんにかかわらず、柏市のほうから積極的にそういう提案というのも行うべきではないかなと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○債権管理課長 この方は、おっしゃるとおり、生活状況は生活保護受給者の方とあまり変わらないというか、微妙なところではあるんですけども、生活保護に関しては、御本人が受給を申請するということがまず。受給を申請しないということであれば、それ以上はもうそれで分かりましたということで了解するしかないかなと思っております。この方は、生活状況を聞いたところ、やはり苦しくなってしまうときの原因としては、携帯電話で使う料金が不必要に高くなってしまっていたりとか、たばこ代がかかってしまうとか、そういった費用がちょっと見受けられていまして、それを見直せばお支払いができるというように思われたことから、支払いはできるというふうに判断したものでございます。以上です。

○渡部 生活全般に関して、やはり行政は一步踏み込んだ支援というのが私は必要じゃないかと思っています。それで、今具体的にたばこだと嗜好品で、これちょっとなかなか難しいのかもしれない。携帯だと、今契約を見直せばかなり安くなったりもします。そういったところまで、それはもちろん市の職員の方が携帯の契約の見直しって、それはもちろんできるとは思いませんけれども、具体的にそこまで、こうやったらもうちょっと節約できて、生活全般も見直すことができますとか、そういったところまで丁寧に対応しているのかどうか。あと、生活保護の場合には偏見を持っている方もいらっしゃると思うんです。生活保護だけは受けたくないなんていう人も中にはいるんです。我慢している方、そうじゃありませんよという生活保護のしおり、今度変わりました、憲法に基づくと。本当に変わって、あのしおりはよかったなと思いますけども、そういう立場でほかの部署もやはり市民には接していただきたいなと思いますので、その点どうでしょうか、最後に。

○債権管理課長 もちろん委員さんおっしゃるとおり、生活保護を受けるに当たって、本当に苦しいときとか、そういうときは相談してくださいというのは、この市営住宅の使用料に限らず、税金とかの相談のときにもお話ししておりますので、その辺りは引き続き丁寧に対応していきたいと思っています。以上です。

○渡部 ぜひ丁寧に対応していただきたいと思います。

24号について伺います。特にコロナの感染に関して、やはり狭いところに職員がたくさんいて感染リスクがあると。これを導入することによって軽減されると。それで、消防職員の方もたしかコロナに感染した方っていらっしゃると思います。例えばコロナの患者さんのところに救急搬送で行って、それで同乗したことによる

コロナの感染という例は今まであったでしょうか。

○救急課長 そのような事案はなかったと思われます。以上です。

○渡部 自動心臓マッサージ器は、私も本当に有効で必要だと思います。先ほど内田委員がそのスキルのことを聞きましたけども、職員の方はもうきちんとそういう常にこれを使ったとしても、もちろんそういう技術というのは磨いていっていると思います。ちょっと心配するのは対市民なんです。一般的に、本来だったら人がやらなきゃいけないことを機械に任せちゃっているんじゃないのというふうに市民に思われぬように、むしろ私は、ここにも書いてありますけども、階段とか小型エレベーターの中でもできるだとか、あと一定のリズムで、恐らくその職員の方、本当に心臓マッサージって大変だと思います。そうすると、常に一定に力を入れてやるって非常に大変なことだと思いますが、このマッサージ器の場合はそういう人でやるよりも優れた面というのもたくさんあると思います。そうすると、それを市民の人に分かってもらうような広報というのも私は必要じゃないかと思うんです。ほかの部品でも資機材でもそうなんですけども、これを導入することで市民のためにはこういう利点があるんですよということ、それをどういうふうに紹介するのかというやり方は私分からないんですけども、この心臓マッサージ器なんかだと、こういうプラスの面があるんですよというのは、それで柏市はこういうふうに購入しています、決して手抜きではありませんと。そういうふうに思う市民はいないと思いますが、そこの辺の積極的な広報というのも何らかの機会を捉えてぜひやっていただきたいなと思います。最後にどうでしょうか。

○救急課長 今委員がおっしゃったとおり、しっかりとホームページ等を活用しながら説明をしていきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第11号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

○危機管理部長 第2区分の議案第17号の補正予算の件について1点だけ説明をさせていただきますんですが、よろしいでしょうか。補正予算の中で、先ほども質問がございました振り込め詐欺の対策用自動通話録音機の設置事業についてなんですが、先ほど80歳以上の方々の申請を2月の末とこちらから説明差し上げたところなんですけれども、この件について、今年データでは毎月3,000万円が被害に遭っていて、それが月10件以上出ているという危機的な状況だと捉えていますので、その2月の末が1日でも、5日でも10日でも前倒しできるよう、その時期を前にずらしていきたいと。努力していきたいと思っておりますので、その2月の末というのは一つの目安だと思っていただければありがたいと思います。以上でございます。

○委員長 議案の審査は終了しましたので、次に請願を議題としますが、請願の審査に関係しない執行部の方、副市長、部長、局長以外の方は退席されて結構です。どうも御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3時40分休憩

○

午後 3時44分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、請願を審査いたします。請願第1区分、今次定例会で受理した請願66号、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の延期を求める意見書についてを議題といたします。

本件については、所管する担当部署がないため、各委員の意見があれば、これを許します。

○上橋 ちょっと商工課の人いらっしやらないんだけど、現状では零細企業は免税業者になっているでしょう。その零細企業から、大企業というほどのものでもないけども、ちゃんと消費税の申告をしている業者が買うときは、その免税業者は消費

税分を払っていないんだけど、どういう会計処理をしているのか。消費税は払ったものだと想定して、そして納入金額の10%がもう消費税で払われているということで、大企業というほどではないんだけど、零細企業よりも上の企業というのは消費税の申告をしているのかな。

○委員長 これは、その所管がないもので、執行部に対しての意見は言えないんです。この委員会の中でこれをどうしますかという話はあると思いますけども。

○上橋 では、恐らくそれで、今度はちゃんと零細企業も消費税を払っているという証明が出せないと、そこから買った企業は消費税を彼らが払っていないものとみなして、彼らの分の消費税も払わなくちゃならんということで、取引から外されるということですね。日本の中小企業は、今大変危機的な状況にあります。中小企業というより零細企業なんだけど、例えば今年10月1日から男性の育児休業、全ての企業で男性に育休を取らせるということになったわけです、強力的に。ただ、男性に1年も育休取らせるような力のある企業ないですよ。労働基準監督署が大体社労士がいて、社労士があなたの会社でも育休取らせるようにしなさいと来るんだけど、実際取らせていない。そして、従業員もそのことをよく分かっているから、育休が取れませんでしたと言って労働基準監督署に垂れ込みする従業員もいないんですよ。だから、救われている。残業の36協定を届けていても、残業を払っていない企業も多いですよ。このことについて労基署に垂れ込みをする職員がいない。そんなことをしたらうちの会社が潰れるということを知っているから。ところが、この消費税の場合、今度のインボイスの場合は、役所が圧力かけてくるんじゃないし取引先が圧力かけてきますから、これ逃れようがないんですよ。これ中小企業に対しては物すごく厳しい。こんな中小企業いじめ、零細企業いじめをやめないと、日本の景気、経済というか、日本の産業の実情というものが維持できなくなっちゃう。こういう免税業者みたいな企業でも数がたくさんあるから、経済の下支えをしているわけで、彼らがビジネスから追放されちゃったらこの国もたなくなるので、ある程度国家が、具体的に言うと、この場合は税務署なんだけど、税務署が把握できない経済活動をしている。もっとも所得税は払っているから、消費税に関してですけど、把握できない部分があってもいいと思うし、あったほうがいざというときの日本を支えてくれると思う。今日本が順調にいつているように見えても、いつ南海トラフとか首都圏直下地震が来るかもしれない。あるいは、日本にどこかの国の核ミサイルが落ちる日が来るかもしれない。そのときに社会がそれほどの混乱をしないで生き残れる。つまりそういう事態でもいろいろ生活に必要な財だとかサービスを提供してくれるのってこういう零細企業なんですよ。彼らを残すようにしないと、国家は非常に脆弱になる。私は、そういう趣旨でこの請願に賛成したいと思っています。以上です。

○渡部 インボイスは、本当にいろんな部署にまたがるので、ここで聞くというよりは、やはり委員同士がぜひやり取りをすべきことだなと。特に請願ってそうですね。市民の方が総務委員会に付託されたわけですよ。それを私たちが請願者の意

図を本当に酌み取って、どうするかという態度はもちろんありますけども、ぜひ私はこの委員間でやり取りをやりたいなと思うし、ほかの委員さんにもぜひ聞いてみたいなと思っていることがあるんです。私は、自分の周りで、あまり大企業とお付き合いありませんので、とにかくこのインボイスが導入されたら、来年10月ですよ、もう廃業するしかないとか、今でもコロナの影響、いろんな影響があって、物価高騰の影響があって、それを価格に転嫁できなかつたり本当に苦しい商売をやっている中で、このインボイス、今免税業者になっている方です。インボイス制度が導入されたら、もうとにかく廃業するしかない、やめるしかないという声は私たくさん聞いています。ほかの委員さんは、いや、そんなことないよ、これ導入されたらうちは何ともないよというところとのお付き合いがあるのか、やっぱり苦しいよという声を聞いているのかどうかというのは、私ほかの委員さんにもぜひ聞いてみたいなと思うんです。

野田市が全会派一致で採択されたと聞いています。野田市は、大手のしょうゆ会社、企業がありますけれども、小さな商店の方、零細企業もたくさんあります。そういった中で、やっぱり地元の声を聞いたときに、中止とか、そういうのは、この制度自体に賛成なさっている方もいらっしゃるかもしれないので、中止は求められなくても、延期だったら、まだちょっと景気も回復していないし、今これ来年10月導入されたらやっぱり柏市の経済大変になるなというふうに思われたら、ぜひ賛成していただきたいなと思うんです。そのためにこの延期ということで請願を出してきたんだと思うんです。いろんなお考えがあっても、せめて延期してほしいと。それは本当に当然の声だなと思うし、だんだんこのインボイスというのが自分とは関係ないやと思っていた人が、いや、これは実は大変なことなんだということで、声を上げ始めてきているところがたくさんあります。アニメーターなんかもそうなんです。あと、声優、俳優、最近いろいろな会をつくったり、みんなでこれ反対していこうというふうになっているのが、もともと個人タクシーですとかウーバーイーツとかはそうなんですけども、漫画家協会もそうでした。自分たちに関係ないと思ったら、これはもうとんでもないと。関係あるんだと。もうこのまま続けていくことができないというと、経済だけじゃなくて文化にも関わるわけなんです。これまでの日本の文化が衰退してしまうかもしれない、そういう大変な事態なんだと思います。コロナの前にこれは国会通っていることですから、これが国会で決まって以降、日本の状況って大きく変わりました。だから、請願者も言っているように、まずはせめて延期を求めてほしい。これ当然の要求だし、延期だったら全会派一致で私これ採択できるんじゃないかと思うんです。それで、委員の皆さんにもどうでしょうかというふうにぜひ伺いたいなと思います。

私、商工会議所に入っている方とのお付き合いってそんなにないんですけども、商工かしわはいつも注目して毎月見えています。景気の状態はもうほとんどマイナスなんですよね。プラスになっているのサービス業だけで、今回の一番直近では製造業がプラ・マイ・ゼロ、先行きの見通しですね。なりましたけど、それ以前っても

う本当にマイナス、黒三角なんですよ。そういう経済の柏市の商業の実態がある中で、やっぱり私たち議員としての責任、地域経済をどうやって守り立てていこうかという苦労したり、質問の中でもいろんな提案したりって、あとは地域でもいろんな方とお話ししたりって、ほかの委員さんも本当にそうだと思います。そのときに、このインボイスが関係ないとか、影響受けないとか、うちは全然そんな心配ないとかいう方ばかりでは恐らくないと思うんです。皆さんの身近なところにも困るという人の声、大きいと思うので、ぜひ皆さんの周りではどうですかって、私ほかの方にぜひ御意見聞きたいなと思っています。ぜひこれは延期を求めていますので、意見書を採択して、ぜひ地域の本当に中小零細企業の皆さんの商売を守っていく必要があるなと思いました。

シルバーについては、私ども議会として意見書を出そうじゃないかと言われて出しましたが、ちょっとこれは反対されてしまいましたが、その中で国も考えているんだよというのが公明党さんからちょっとありました。今国も考えているんだからというふうなということは、このままいったらやっぱり国自身もこれは大変なことになるなと思っているから、何か対策必要だとかいろいろ検討されているんじゃないかと思うんです。ぜひ柏の議会としては請願を採択していただいて、みんな応援しているんだよという意味を示していきたいなと思います。この意見のやり取り、請願ですから、ぜひお願いしたいなと思うので、どうでしょう。皆さんの周りとかこれに対する意見とか、何も意見を言わずに賛成、反対、採択しないとかいうことではなく、ぜひ意見を言って態度を表明するというのが請願者に対する誠実な態度ではないかなと思いますので、その点も含めてどうでしょう。阿比留さん、視線が合いましたが。

○内田 議題となっている請願につきまして、インボイス制度、適格請求書等保存方式の制度延期を求める意見書の提出に関する請願でございますが、今渡部委員から委員の意見を求められましたもので、意見を述べたいと思います。まず、今渡部委員から指摘のありました周囲の方々の意見や御意向、考え方につきましては、私も承っているところでございまして、とりわけ中小零細事業者、さらには個人事業者でございますか、自営業の方からの意見をいただくことがございます。以前本委員会においても審議した際には、まだマスコミ等では大きな話題とはなっていなかったんですが、こここのところとりわけメディアでも大きく取り上げるようになってからこうした業種の方から御意見を頂戴することがございます。加えまして、小規模作業所ですか、または障害者のA型事業所、こうしたところも業種を関係なくインボイス制度が適用されるということでございますので、自分のところももしかしたらという御不安のお声をいただいている。そういう福祉作業所についてもいただいているところがございまして、とりわけ障害者就労支援事業、A型事業所につきましては、企業とほぼ同等の経済活動を行うところもございますので、それは当然免税事業者となっているわけでございますが、そうした事業者からの御不安の声もいただいているところでございます。私のほうの周囲では、そのようなことがある

旨、渡部委員からの意見を求められたことに対してお答えいたします。

続きまして、私自身の考え方でございますが、今意見も述べましたように、やっぱり業種、とりわけ障害者作業所にもこれは大きな影響が及んでしまうし、個人事業者、自営業者と個人事業者はほぼイコールなのかなと思うんですが、あと中小零細企業というのは、もちろん御自身がこれから生活していけなくなるだけではなくて、中小零細企業にとってはやっぱり今後雇用にも大きな影響が表れてしまうものと推測いたします。実態は、大手、1,000万円以上の課税事業者が免税事業者と取引する場合は、これはやっぱり空気のような圧力をかけて、いわゆる制度上では決めない増税というんですか、実態はやっぱり増税だと思うんです。免税事業者にとっては、インボイス制度をやらなければ取引がなくなってしまうのではないかという不安が出てきてまいりますので、その不安で、課税事業者になった結果、多額の納税をしなければならないことでの事業への圧迫というものがこれから、これはすぐにではなくて、これが申告する時期になって以降、一気に噴出してくるものであるということが懸念されるところでございます。隣の野田市では、全会一致をもって国に対して意見書を提出する……

○委員長 内田委員に言います。一般質問のようなことを言っているもので、この請願に対してやってください。

○内田 請願に対して申し述べております。野田市でも全会一致で採択されているという実績もございます。私は、この請願、インボイス制度、適格請求書等保存方式の延期を求めることにつきましては、とりわけ制度の廃止ではなくて延期でございますので、賛成、反対、双方の立場であっても、今とりわけ物価の高騰という状況にもございますので、これを鑑みれば、延期をしていくのが妥当であるというふうに考えます。したがって、私としては、本請願を採択し、国に対して意見書を提出することを委員の皆様には求めるものでございます。以上で私からの意見表明を終わります。

○田中 しっかり国のほうでもんでいただきたいというふうに思います。私も中小の話は聞いておりますけれども、うちの会派の中ではまとまっておりませんので、この案件に関しては一応反対の立場で行きたいというふうに思います。

○阿比留 特にまずいとも思わないんですが、公明党さんの意見とおおむね同じでございます。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

○委員長 では、請願66号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手同数でありますので、委員長裁決で私は反対ということにしますので、不採択とします。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。
事務調査項目を事務局に朗読させます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定しました。つきましては、当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開催日程について、いかがでしょうか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、閉会中の委員会の開催につきましては、日程等を含め、正副委員長に一任願います。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会いたします。

午後 4時 6分閉会